

6 文科高第 683 号
令和 6 年 7 月 31 日

各 都 道 府 県 知 事
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
殿

文部科学省高等教育局私学部長
浅 野 敦 行

学校法人に対する個人からの寄附に係る所得税の税額控除制度の改正に
ついて（通知）

令和 6 年 3 月 30 日に、別添のとおり、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 151 号）及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年財務省令第 24 号）が公布され、本通知に係る規定については、令和 7 年 4 月 1 日から施行されます。

これに伴い、令和 7 年度から令和 12 年度までの間に行われる税額控除対象法人の証明申請について、一定の要件を満たす場合において、学校法人が税額控除対象法人と認められるための実績判定に係る期間が短縮されることとなります。

昨今、少子化等の影響で私立学校を取り巻く環境が厳しさを増す中、各学校法人における経営基盤の強化が喫緊の課題となっており、寄附金等の外部資金を含む多様な資金確保が重要になっております。平成 23 年の租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）の改正による学校法人に対する個人寄附に係る税額控除制度の導入以降、当該制度を活用するための様々な要件緩和が行われてきたところですが、今般の改正を踏まえ、より幅広い市民から寄附金を募集することが可能となり、経営基盤の強化に資する税額控除対象法人の証明申請を御検討いただくようお願いいたします。

各都道府県におかれては、今般の改正の趣旨について、所轄の学校法人及び私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 64 条第 4 項の法人（以下「学校法人等」という。）に対して御周知いただくとともに、所轄の学校法人等から証明書の発行に係る申請があった場合には、適切に御対応いただくようお願いいたします。

また、特定公益増進法人（所得控除制度）についても、制度の御活用及び御周知をお願いいたします。

記

第一 租税特別措置法施行令の一部改正の概要

1. 実績判定期間の見直しについて

税額控除対象法人が満たすべき、いわゆるパブリック・サポート・テストの絶対値要件について、下記2.の特例法人と認められる要件を満たす学校法人等に関しては、次の特例によりその判定ができることとすること。(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第26条の28の2関係)

- (1) 実績判定期間を、特例法人の直前に終了した事業年度終了の日以前2年内に終了した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日から当該終了の日までの期間(以下「特例実績判定期間」という。)とすること。
- (2) 特例実績判定期間内の判定基準寄附者の数に係る要件を当該判定基準寄附者の数が各事業年度において100人以上であることとするとともに、当該判定基準寄附者からの寄附金の額に係る要件を当該寄附金の額が各事業年度において30万円以上であることとすること。

2. 特例法人について

「特例法人」とは、以下の要件を満たす学校法人等をいうこと。(租税特別措置法施行令第26条の28の2関係)

- ① 当該法人の直前に終了した事業年度が令和6年4月1日から令和11年4月1日までの間に開始する事業年度であること。
- ② 私立学校法第45条の2第2項(同法第64条第5項において準用する場合を含む。)に規定する中期事業計画その他これに準ずる計画であって当該法人の経営の改善に資すると認められるもの(以下「経営改善に向けた具体的な取組に係る計画」という。)を作成していること。
- ③ その他財務省令で定める要件に該当するものであること。

第二 租税特別措置法施行規則の一部改正の概要

租税特別措置法施行令第26条の28の2第6項第7号の財務省令で定める要件は、学校法人等の直前に終了した事業年度終了の日以前2年内に終了した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日から起算して5年前の日以後に、所轄庁から当該法人に係る税額控除に係る証明書類が発行されていないこと(※)としたこと。(租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第19条の10の5関係)

(※) 特例実績判定期間中に、税額控除に係る証明を受けている期間が含まれないこと。

第三 留意事項

1. 特例実績判定期間について

特例実績判定期間については、通常2年ということとなるが、設立後間もなく、活動実績が2年に満たない学校法人等においては、学校法人等設立の日から直前に終了した事業年度終了日までを特例実績判定期間とし、当該特例実績判定期間内の日を含む各事業年度において、判定基準寄附者数及び寄附金の額の要件を満たすことで申請が可能であること。

2. 緩和措置の適用について

本改正によって選択できるようになった絶対値要件について、従来の要件と同様に、設置する学校等の定員等の総数が5,000人未満の事業年度がある場合や、公益目的事業費用等の額の合計額が1億円未満の事業年度がある場合の要件の緩和が可能であること。

3. 経営改善に向けた具体的な取組に係る計画について

(1) 経営改善に向けた具体的な取組に係る計画に係る要件

① 経営改善に向けた具体的な取組に係る計画は、次に掲げる要件を満たす必要があること。

(一) 計画が、評議員会の意見を聴いた上で、学校法人等の理事会において決定されたものであること。

(二) 計画の期間が証明申請の所轄庁への提出年度から5年以上の期間を含むものであること。

(三) 学校法人等の経営の現状分析、経営改善に関する目標及び目標達成に向けた具体的な計画がその内容に含まれていること。

(四) 寄附金募集に係る現状分析、寄附金募集に関する目標、目標の達成に向けた具体的な計画及び寄附金を充当する予定の事業がその内容に含まれていること。

② ①に掲げる要件を満たしていることを所轄庁において確認するため、本改正の要件により申請を行う学校法人等においては、所轄庁に対して、経営改善に向けた具体的な取組に係る計画本体のほか、計画が①に掲げる要件を満たしていることの根拠書類を提出する必要があること。

③ 私立学校法第45条の2第2項に規定する事業に関する中期的な計画など(以下「中期事業計画」という。)を作成している場合、当該計画が①(一)～(四)に掲げる要件を満たす場合には、当該計画を経営改善に向けた具体的な取組に係る計画として扱うことができること。

④ 中期事業計画を作成している場合であって、中期事業計画自体に①(四)に掲げる内容が含まれない場合や、中期事業計画の期間が証明申請の所轄庁への提出年度から5年以上の期間を含むものでない場合であっても、次の(一)及び(二)の要件を満たす場合については、当該中期事業計画について、①(二)や①(四)の要件を満たすこととできること。

- (一) 中期事業計画の作成当初に定めた計画の期間が5年以上であること。
- (二) 寄附金募集に係る現状分析，寄附金募集に関する目標，目標の達成に向けた具体的な計画，寄附金を充当する予定の事業及び当該事業と中期事業計画との関係性を記載した書類（※）を所轄庁に提出すること。
- （※）証明申請の所轄庁への提出年度から5年以上の期間を含むものとして作成する必要があること。また，評議員会の意見を聴いた上で，学校法人等の理事会において決定されたものであること。

(2) 経営改善に向けた具体的な取組に係る計画の作成にあたっての留意事項

- ① 実効性のある経営改善に向けた具体的な取組に係る計画を作成するためには，現状の経営状況の分析や作成のための体制づくりが重要であることから，日本私立学校振興・共済事業団が作成した「経営改善等のためのハンドブック」を必要に応じて参考にすること。
- ② 計画については，教学・教育内容，人事，施設，財務等に関する事項について策定するものであるが，その具体的な内容については，法人規模等に応じて法人において適切に判断すべきであること。
- ③ 経営改善に向けた具体的な取組に係る計画は，抽象的な目標に留まらず，データやエビデンスに基づきながら，取り組むべき事柄が具体的に特定できるような計画であることが望ましいこと。

4. 従来の制度との関係について

本改正に基づく特例による絶対値要件ではなく，5年の実績判定期間を用いた従来の要件を選択して，いわゆるパブリック・サポート・テストの絶対値要件の判定をすることも引き続き可能であること。

別添資料

- 【別添1】 租税特別措置法 新旧対照表（第二十六条の二十八の二関係）
- 【別添2】 租税特別措置法施行規則 新旧対照表（第十九条の十の五関係）
- 【別添3】 学校法人に対する寄附の税額控除に係る証明申請の手引き（更新）
- 【別添4】 所轄庁（文部科学大臣）から発行される証明書の様式
- 【別添5】 本改正の概要

【本件担当】

文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係，企画係

電話：03-5253-4111（内線 2533）

メールアドレス：sigakugy@mext. go. jp